

## (6) 健全化判断比率等

### ① 健全化判断比率等

- 平成19年度決算に基づく「財政健全化法」における健全化判断比率(4指標)は、すべて「早期健全化基準」を下回っており、健全な財政運営に努めています。
- 判断の基準は、4指標のうちいずれかの指標が早期健全化基準以上となった場合には、早期健全化団体となり、「財政健全化計画」を定めなければなりません。
- さらに、いずれかの指標が財政再生基準(将来負担比率については、早期健全化基準のみ)以上となると、従来の財政再建団体にあたる財政再生団体となります。

平成19年度決算に基づく健全化判断比率

|                | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------------|--------|----------|---------|--------|
| 大阪市<br>健全化判断比率 | —      | —        | 11.8%   | 263.8% |
| 早期健全化基準        | 11.25% | 16.25%   | 25%     | 400%   |
| 財政再生基準         | 20%    | 40%      | 35%     | —      |

(\*)実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表記している

(\*)2)連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(40%→40%→35%)が設けられている

- 公営企業会計については、会計ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率である資金不足比率が、経営健全化基準(20%)以上となった場合には経営健全化団体となり、「経営健全化計画」を定めなければなりません。
- 平成19年度決算においては、3会計が経営健全化基準を上回っています。その他の7会計については、資金不足額は生じていません。
- 資金不足比率への対応として、市民病院事業会計と自動車運送事業会計については、他会計の支援により、平成20年度決算から基準をクリアできる見通しとなりました。また、中央卸売市場事業会計については、資本費平準化債の活用や一層の経営改善により、平成27年度の基準のクリアをめざしています。

平成19年度決算に基づく資金不足比率

| 会 計 名      | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------|--------|---------|
| 自動車運送事業会計  | 29.8%  | 20%     |
| 高速鉄道事業会計   | —      |         |
| 水道事業会計     | —      |         |
| 工業用水道事業会計  | —      |         |
| 市民病院事業会計   | 39.1%  |         |
| 中央卸売市場事業会計 | 194.0% |         |
| 港営事業会計     | —      |         |
| 下水道事業会計    | —      |         |
| 食肉市場事業会計   | —      |         |
| 市街地再開発事業会計 | —      |         |

(\*)資金不足比率がない場合は「—」と表記している。